

教育委員会所管の学校の職員にかかる自己啓発等休業の承認基準

教育委員会所管の学校の職員(以下、「職員」という。)から自己啓発等休業の請求があった場合において、公務の運営に支障がないと認められ、かつ、次に掲げる要件の全てを満たす場合に承認することとする。

ただし、当該要件の一部を満たしていない場合であっても、大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容が職員の職務に特に有用であると認められる場合にあっては承認することとする。

- 1 職員として2年以上職務に従事していること
- 2 職務を通じての職員の育成に支障がないこと
- 3 自己啓発等休業開始日前2年間において、病気休暇、病気休職又は起訴休職を理由として1年以上職務に従事しない期間がないこと
- 4 大学等課程の履修のための自己啓発等休業の場合にあっては職務復帰後一定期間(5年)の在職期間が見込まれ、かつ職務復帰後に継続して勤務する意思があること
- 5 再度の大学等課程の履修のための自己啓発等休業の場合にあっては、前回の大学等における自己啓発等休業から一定期間(5年)の在職期間があること